

大分県報

令和八年
第六八七号
三月十日

（火曜日）

目次

告示

- 一 私立学校振興助成法第十四条第二項の規定に基づく監査事項の指定
- 一 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請
- 四 県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧
- 五 県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧
- 五 保安林の指定（三件）
- 六 道路区域の変更
- 六 不服申立て事案の却下決定に係る公示送付
- 六 人事委員会告示
- 九 県営土地改良事業の工事の完了
- 九 所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示

〇告 示

大分県告示第七号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第二項の規定に基づき、知事の所轄に属する学校法人で、小学校、中学校、高等学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園を設置するものが、同条第四項の規定により知事に提出する令和七年度以降の各年度の計算書類（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第百三条第二項に規定する計算書類をいう。）及びその附属明細書について公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を受けなければならない内容を次のとおり定め、令和七年度に係る書類の提出から適用する。

令和八年三月十日

令和八年三月十日

大分県告示第八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。
令和八年三月十日

一 申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
東京都千代田区外神田二丁目十八番八号
株式会社共立メンテナンス

代表取締役 中村 幸治

- 特定事業場の所在地及び名称
別府市大字鉄輪風呂ノ木二百二十四

- 設置される特定施設の種類
（仮称）別府鉄輪ホテル

- 設置される特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三
イ ちゆう房施設、ロ 洗濯施設及びハ 入浴施設

種別	ちゆう房施設	
	①	②
能力	三六〇食/日	一〇〇食/日
工事着手予定年月日	令八・四 上旬	
工事完成予定年月日	令八・一 下旬	
使用開始予定年月日	令八・二 上旬	
使用時間	連続	

大分県報（告示）

汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用の時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	能力	種類	汚水等の汚染の状態の値							汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間				
									大腸菌数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位		②	①	②	①	
通常値	なし	一九時間	連続	令八・一二 上旬	令八・一二 下旬	令八・四 上旬	五・五kg 三基	洗濯施設	八〇〇以下	四	四〇	一五〇	二〇〇	二〇〇	五・八〇八・六	通常値	②	①	なし	②	①		
最大値									八〇〇以下	五	五〇	二〇〇	二五〇	五・八〇八・六	最大値				一二時間	一二時間			
能									汚水等の汚染の状態の値									(三基分の水量を記載)					
力									項目							単位		m ³ /日					
17	16	15	10 14	9	8	7	6	5	4	3	2	1	入浴施設										
〇・五三m ³ 二八基	〇・二四五m ³ 六基	〇・二六三m ³ 一基	〇・八五m ³ 一基	〇・八七m ³ 一基	一・〇m ³ 一基	〇・四八四m ³ 二基	二・四m ³ 二基	一・二m ³ 二基	〇・一一m ³ 二基	一・二六m ³ 二基	六・七m ³ 一基	六・二m ³ 一基	八〇〇以下	四	五〇	五〇	五〇	五〇	五・八〇八・六	通常値	一・〇		
													八〇〇以下	四	六〇	六〇	六〇	六〇	五・八〇八・六	最大値	一・四		

大分県告示第百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。
 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
 令和八年三月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営経営体育成基盤整備事業 （区画整理）	松本地区	令八・三・一〇から 令八・三・三〇まで	竹田市役所

大分県告示第百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。
 令和八年三月十日

一 保安林の所在場所
 大分県知事 佐藤 樹一郎
 国東市国東町大恩寺字三枚河内二一〇四番三五、二一〇四番五（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
 水源の涵養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。
 令和八年三月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 保安林の所在場所
 国東市武蔵町狭間字馬場越一三二六番、一三二七番、一三二九番一
- 二 指定の目的
 水源の涵養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。
 令和八年三月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 保安林の所在場所
 宇佐市大字麻生字下ノ平五二三番、字藤岡五六七番二、五六八番
- 二 指定の目的

三 土砂の流出の防備
指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐による。
字下ノ平五二三番・字藤岡五六八番(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに宇佐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第百十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年三月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
岐道国東安	国東市武蔵町糸原字原一三七七番一から 国東市武蔵町糸原字原一三七七番二まで	前	メートル 一三・五 一三・四	メートル 一五・四
	国東市武蔵町糸原字原一三七七番五から 国東市武蔵町糸原字原一三七七番六	後	一二・四 一二・三	一五・四

まで

○人事委員会告示

大分県人事委員会告示第一号

不利益処分についての審査請求に関する規則(平成二十年大分県人事委員会規則第十五号。以下「規則」という。)第十二条第二項の規定による審査請求の却下決定書について、次に掲げる者に送付することができないので、規則第六十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和八年三月十日

大分県人事委員会委員長 和田 久 継

一 審査請求人の氏名

相部 正子、青本 澄夫、赤峯 俊朗、赤嶺 治好、秋田 明、秋満 公啓、
 秋吉 和女、秋吉 邦彦、秋吉 悌三、浅野 政子、芦刈 英昭、芦原 静子、
 麻生 利郎、麻生 英利、麻生 元規、麻生 好美、足達 計司、足立 智子、
 足立 チズ子、足立 敏勝、足立 英雄、足立 美春、穴井 道子、阿南 清文、
 阿南 信代、阿孫 眞博、阿部 晶子、安部 イツミ、阿部 清、安部 静枝、
 安倍 孝好、阿部 千代子、安部 徹、安部 詔生、安部 花子、安部 三枝子、
 阿部 三恵子、安部 都子、安倍 良治、尼子 芳壽、荒金 學、荒金 三千代、
 荒瀬 安女、有長 知須子、有松 茂子、生山 年賀、生山 ミサ子、池田 仁、
 池田 スミエ、池田 博美、池田 幸夫、池邊 章一、池邊 トシ子、池部 文代、
 諫山 政子、石井 ヤエコ、石川 昭二、石川 進一、石川 利子、石川 陸男、
 石栗 徳子、石田 富三子、石堂 忍、石松 勝美、石松 博、石丸 義則、
 石本 健藏、伊勢 舜治、磯田 イツエ、板井 健、一宮 順治、一ノ宮 岑子、
 逸見 順子、逸見 壽美子、井手口 一光、出田 美智子、伊藤 直、伊東 達雄、
 伊東 マスヨ、伊東 美奈子、伊藤 保雄、伊藤 夕起子、糸永 武尚、糸永 則子、
 糸長 ユキエ、稲尾 忠臣、稲田 澄人、伊南 セツ子、井上 伊津子、井上 一美、
 井上 悟郎、井上 佐之助、井上 重人、井上 智子、井上 美喜男、今井 澄子、
 今富 榮一、今永 一江、伊美 要二郎、岩尾 郁子、岩男 殷、岩尾 順、
 岩男 利子、岩男 英子、岩坂 テツ、岩崎 キヨ子、岩崎 元春、岩崎 洋子、
 岩下 日出丸、岩田 規、岩田 つや、岩野 鷹城、岩水 風地人、岩村 吉春、

植木 常正、植島 タツ子、上杉 桂策、植田 チガ子、上田 十三子、上野 章、
 魚返 正乘、魚住 修三、白井 マサコ、内田 千代子、内田 富子、内納 和幸、
 宇都宮 鏡子、宇都宮 孝吉、宇都宮 英彦、宇都宮 寛子、宇都 朝子、
 梅木 俊一、梅木 昭次、梅木 フミ子、浦塚 棟助、永徳 光明、江上 和彦、
 衛藤 明良、衛藤 淳、衛藤 千津子、衛藤 ツタ子、江藤 テル子、衛藤 正巳、
 江藤 己生夫、衛藤 安彦、江無田 哲生、榎本 哲次、衛本 成美、大石 喜一郎、
 大久保 莞爾、大隈 淳一、大藏 永喜、大下 隆介、大島 キミ、大島 啓吾、
 大嶋 昭一、大嶋 進二、大島 正次、太田 弘、大宅 敏文、大津 ミツコ、
 大塚 榮、大塚 俊平、大塚 正一、大野 逸子、大野 正進、大村 新平、
 岡 浩司、岡 精夫、岡崎 民行、緒方 茂實、緒方 須惠子、岡野 欽一、
 岡本 省司、岡本 伸二、岡本 尚真、岡本 宗重、小河 一博、小川 宏美、
 奥城 尚義、奥田 一子、奥永 亨、小倉 健、小代 喜八郎、小関 隆、
 尾関 晴俊、小関 政子、尾登 英子、小野 明、小野 和彦、小野 國廣、
 小野 豪儀、小野 節士、小野 寶、小野 久雄、小埜 ヒサ子、小野 久、
 小野 太、小野 正隆、小野崎 哲博、小畑 和敏、小畑 秀介、小畑 則雄、
 小山田 フク子、甲斐 修一、甲斐 千壽子、垣迫 俊子、加来 定雄、加来 千里、
 笠村 稔、鹿嶋 正司、勝田 素行、葛城 稔三、加藤 正俊、金丸 昌弘、
 金子 正二、金子 博、金田 浩義、金並 順子、金久 省吾、上東 健次、
 神鳥 富子、亀井 清、亀井 俊助、鴨尾 利夫、辛島 豁彦、辛島 速、
 河合 幸一、河上 隆幸、河崎 日出夫、川谷 逸夫、河津 博隆、河野 文人、
 河野 靖朗、河原 禎子、河村 繁子、神崎 治子、神田 一彦、神田 重幸、
 菅田 侃、神田 知恵子、神田 俊子、神田 トヨ子、神取 須美子、紀伊 靖三、
 北崎 明美、北崎 育世、北崎 和子、紀 弘、木下 操子、岐部 屹、木村 加代、
 木村 秀紀、木村 藤枝、木村 正岳、木村 靖子、清永 智子、清廣 佳伸、
 釘宮 アキ子、工藤 明英、工藤 晃、工藤 忠子、工藤 貞子、工藤 正、
 工藤 皓士、工藤 裕美、工藤 政登、工藤 良亮、工藤 芳弘、國東 惠美子、
 國廣 清光、國廣 弘子、久保田 多賀子、熊谷 泉、熊谷 隼人、熊埜御堂 昭武、
 熊本 一巳、倉迫 和昭、倉橋 シゲ子、倉原 都、栗林 利子、黒川 悦子、
 黒川 徹也、黒木 桐人、黒木 充生、桑原 昭昌、桑原 サカエ、小石 三生、
 小犬丸 壽昭、小犬丸 裕、神 康夫、郷司 厚子、神志那 政子、香園 紘治、
 江田 英昭、河野 恭子、河野 憲二、河野 昭夫、河野 直隆、河野 政士、
 河野 良子、古後 タツエ、古島 ミドリ、五条 舜治、小杉 健、兒玉 和麿、

兒玉 静子、兒玉 妙子、兒玉 博和、兒玉 正幸、小手川 和彦、古手川 容子、
 後藤 愛子、後藤 明子、後藤 篤、後藤 喜多留、後藤 絹枝、後藤 淳一、
 後藤 誠子、後藤 富美、後藤 信幸、後藤 文子、後藤 美智代、後藤 義一、
 後藤 龍二、小林 和子、小俣 四郎、古屋 健壹、是石 テルエ、是恒 省三、
 是永 澄江、近藤 禎子、近藤 節夫、近藤 哲子、近藤 幸男、近藤 幸子、
 財前 民子、財前 安正、齋藤 花惠、西来路 政春、酒井 キヨ子、酒井 教子、
 酒井 英實、坂口 芳彦、坂本 泰眞、相良 久馬、櫻井 義一、佐々木 泰夫、
 佐竹 誠、定行 泰治、佐藤 アイ、佐藤 明、佐藤 惠美子、佐藤 勝元、
 佐藤 喜久子、佐藤 邦彦、佐藤 サダ子、佐藤 三郎、佐藤 稔明、佐藤 尚武、
 佐藤 ヒサエ、佐藤 浩亮、佐藤 宏子、佐藤 弘、佐藤 正幸、佐藤 至徳、
 佐藤 元久、佐藤 靖宏、佐藤 泰幸、佐藤 ユキ子、佐藤 嘉一、佐藤 芳子、
 佐藤 怜三、佐保 碩宏、佐保 靖弘、佐保 吉信、佐矢野 玲子、三宮 祥生、
 椎原 惟虎、塩崎 林一郎、塩月 昇、式田 ヨシ子、篠原 修、芝田 亘、
 島末 倬至、自見 卓也、自見 壽彦、下村 翔一、宿利 英二、宿利 景春、
 首藤 キヨ、首藤 尊、首藤 容、春藤 重弘、生野 昇、白石 勝馬、針 善子、
 新川 京子、進藤 ソノ、末綱 元一、末綱 直連、末廣 日義、末松 敏子、
 末宗 正明、菅 記昭、杉木 弘武、鈴木 敦子、進 勝義、清尾 和弘、
 瀬口 珠江、千本 和隆、早田 富登美、園田 總臣、染矢 ユツエ、高倉 邦敏、
 高倉 太郎、高司 良恵、高瀬 健吾、高瀬 尚信、高田 耕一、高根 美雄、
 高野 カズエ、高野 和也、高野 キクエ、高橋 昭元、高橋 和美、高橋 和義、
 高橋 進、高橋 猛、高橋 俊夫、高橋 詮文、高茂 千代子、高茂 美代子、
 高森 孝行、高森 好巨、高柳 昌三、高山 泰正、瀧口 宏哉、田北 幸芳、
 田口 敏子、田口 ルリ子、竹井 節子、竹内 一徳、竹尾 晃、竹尾 美津子、
 竹長 佳代、田尻 和實、田尻 正子、田代 忠、多田 好幸、立川 昭子、
 田中 一八、田中 喜美代、田中 静生、田中 孝、田中 多鶴子、田中 哲、
 田中 長光、田中 行雄、旦部 数徳、田邊 國光、田邊 衛、谷口 一恵、
 谷村 和高、谷本 直人、谷山 不二子、田吹 ナリ子、玉田 義征、田向 敏男、
 田村 弘邦、近乘 武美、津崎 玲子、土谷 和子、土屋 智、土谷 テルエ、
 都留 アヤ子、津留 惠美子、都留 恰、出口 廣文、出口 美代子、手嶋 正人、
 土肥 妙子、藤内 公子、藤内 匡臣、堂本 光男、得能 益子、徳丸 香代子、
 徳本 誠隆、利光 進、戸田 伊勢央、戸田 正年、戸伏 三重子、富田 東、
 友 研一、友松 レン、豊島 秀次、豊田 照政、豊田 泰司、豊田 豊、

直野 貞雄、奈賀 博史、永江 美代子、中尾 昭彦、中尾 敬吾、長尾 幸之助、
 中尾 陽子、長岡 久美子、中川 望、中島 明三、中島 和貴、中島 敬一、
 中園 薫、中園 尚武、長田 洋子、長田 米三、中鶴 幸男、中根 ヤス子、
 中野 勲、中野 益充、長野 一男、中野 恵司、中野 登茂子、中野 トヨ子、
 中野 初子、長野 弘子、中野 博好、中野 宗武、永松 完、永松 祥一郎、
 永松 昭太郎、永松 トキ、永松 則人、永松 儀一、永嶺 勝司、中村 一孝、
 中村 敬一、中村 里子、仲山 昌武、永吉 登志子、奈良 司、橋原 貞子、
 橋原 満子、西 康子、西 芳洋、西田 久光、西田 實、二反田 寛、二宮 和雄、
 二宮 和雄、二宮 順子、二宮 孝幸、野仲 千重子、挾間 肇、橋本 和雄、
 橋本 千年、長谷川 ミチ子、羽田 隆則、波多野 孝芳、羽立 勝、羽田野 秋子、
 羽田野 池代、羽田野 五三、波多野 五郎、羽田野 二男、羽田野 ヒサキ、
 羽田野 幸子、初川 芳道、花崎 宏志、花崎 正次、花本 義晴、馬場 直木、
 浜垣内 政子、林 顯徳、林 信子、林 法山、林田 勝也、原 恂一郎、
 原尻 貞子、原田 和香子、日浦 岩男、稗田 義光、東 公義、肥川 和市、
 疋田 勝也、樋口 勝子、彦エ 泰宏、泥谷 慧、泥谷 玄生、姫野 上司、
 百留 征矢子、平井 萬基、平井 美利、平川 ハナエ、平川 正一、平嶋 泉、
 平嶋 ヤス子、平田 良能、平塚 正壽、平野 極、平原 愛子、平松 明、
 平松 恒彦、廣石 悟、弘山 元、深田 清一、深見 皓三、深見 潤子、
 福井 金男、福田 洋祐、福田 芳郎、福永 幹也、藤 侃治、藤井 登、
 藤垣 春吉、藤垣 英夫、藤嶋 五男、藤田 鋭勝、藤田 有郎、藤田 洋平、
 藤本 テル子、藤由 房子、藤原 駛治、藤原 慎一、布施 安雄、二村 幸憲、
 舟木 淳一、船石 政子、古河 美次、古莊 房登、古寺 恒雄、古本 恒之、
 逸見 克彦、細田 富多、堀 五郎、堀 昭三、堀切 タズ、本多 貞子、
 本多 巳代子、本多 禮子、前原 和子、牧 弘之、榊田 緑、町野 憲幸、
 松井 陽子、松尾 立男、松田 大三郎、松田 弘道、松本 直敏、松山 肇、
 真名井 政士、丸尾 茂喜、丸尾 文子、丸山 明、丸山野 弘子、三明 俊孝、
 三石 徹、三浦 一志、三浦 達夫、三浦 豊子、三浦 美都子、三重野 義治、
 三ヶ尻 トキエ、三ヶ尻 博亮、御沓 光子、三嶋 正幸、三代 マス子、
 水江 功治、水島 昭、水谷 清隆、水谷 良之、溝口 哲郎、南 慶和、
 宮川 重治、宮崎 朝子、宮崎 京子、宮崎 信之、宮崎 盟玄、宮崎 八洲夫、
 宮迫 綾子、宮園 幸義、宮久 孝宣、宮元 和子、宮本 清人、宮元 重孝、
 武藤 昌子、村上 カズミ、村上 シズ子、村上 勢治郎、村川 サキ、室井 俊明、

望月 和彦、本浪 尚志、森 チヨコ、森口 富貴子、守末 利宏、森田 ミサコ、
 森永 和利、森廣 忠昭、森本 恭子、森山 英子、森脇 澄夫、矢岡 晃、
 八木 清子、屋田 孝、梁井 孝也、柳井 武、柳井 良水、柳瀬 トミコ、
 矢野 駿一、矢野 久士、矢野 頼良、山上 源藏、山口 欣一、山口 昭二、
 山口 ノブ子、山口 美代子、山崎 静子、山田 永子、山田 恵美子、山田 高子、
 山田 敏堯、山本 邦男、山本 スエ子、山本 大吉郎、山本 常男、湯浅 昭八、
 湯浅 好子、油井 静雄、幸 タツ子、幸 龍三、油布 モト、湯屋 哲雄、
 横光 強、横光 允徳、横山 道子、吉川 貞治、吉田 淑、吉田 信夫、
 吉田 修子、吉田 弘康、吉田 稔、吉田 元彦、吉武 功、吉武 忠幸、
 吉武 久志、吉武 正雄、吉武 幸子、吉武 祥宏、吉野 昭子、吉野 卿子、
 吉野 英明、吉弘 央、米光 政人、了戒 万知子、留守 昭行、脇 正人、
 脇田 和世、和田 悦子、和田 繁彦、和田 幸子、和田 豊、渡邊 和子、
 渡邊 尚義、渡邊 次子、渡邊 智子、渡邊 フキ、渡邊 康男、渡邊 保重、
 渡邊 泰俊、渡邊 ヨシ子、渡部 一敏、渡部 重朗

二 送付する文書
 令和八年二月二十四日付け却下決定書の正本
 （送付する文書は、省略し、大分県人事委員会において保管する。）
 三 規則第六十一条第三項の規定により、送付があつたものとみなされる日
 令和八年三月二十五日
 四 公示の理由等
 1 一の審査請求人（以下「請求人」という。）に係る審査請求について、当委員会では
 請求人の死亡を確認したところ、請求人の相続人等から当委員会に対し、請求人の死亡
 の日の翌日から起算して一年以内に規則第八条第一項の規定による審査請求手続承継の
 申立てがなされなかった。
 2 よって、規則第十二条第一項第三号の規定により、令和八年二月二十四日付けで審査
 を打ち切り、審査請求を却下することを決定した。
 3 1に掲げる事情により、当該却下決定書については、請求人に送付することができな
 いので、公示の方法による送付をするものである。
 4 なお、当該却下決定書は、当委員会が保管しており、いつでもその送付を受けるべき
 者に交付することができる。

○公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。
令和八年三月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	着手年月日	完了年月日
県営経営体育成基盤整備事業（区画整理） 南山香地区	令和元・一〇・二	令和五・七・二五
県営中山間地域総合整備事業 （農業用排水施設整備）庄内地区	平二五・一〇・三	平二六・三・一四

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。
令和八年三月十日

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所
大分県知事 佐藤 樹一郎

所在の不明な者の氏名	掲示場所
武吉 幸三郎、中島 マサ子	中津市役所

二 通知の要旨
令和八年二月十日付け大分県告示第六十八号により行った森林法第三十条の規定による通知